

「公共建築工物品質確保技術者の資格制度に関する要綱」新旧対照表

改正案				現行			
(受験資格要件) 第5条 前条の資格試験を受験することができる者の資格要件は次のとおりとする。				(受験資格要件) 第5条 前条の資格試験を受験することができる者の資格要件は次のとおりとする。			
区分	受験資格要件	公共建築品確 技術者(一)	公共建築品確 技術者(二)	区分	受験資格要件	公共建築品確 技術者(一)	公共建築品確 技術者(二)
A要件 発注関係事務に関する経験の要件	<p>ア) 公共建築工事の発注機関<sup>(注1)</sup>における実務経験のうち、以下の①～②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の発注関係事務に指導的立場<sup>(注2)</sup>で5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の発注関係事務に担当者として12年以上の経験を有する者。</p> <p>イ) 建設コンサルタント等<sup>(注3)</sup>における実務経験のうち、以下の①～⑦のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の設計業務、積算業務、監督業務又は検査業務(以下、「設計業務等」という。)の管理技術者(当該業務に係る契約の履行に関する管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。)として5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事における総合評価落札方式(品確法第3条第2項に規定する「価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」を前提とした入札方式をいう。以下同じ。)に係る技術審査業務<sup>(注4)</sup>の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>③公共建築工事の設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式(価格以外の技術的要素について評価するものをいう。以下、同じ。)に係る技術審査業務<sup>(注4)</sup>の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>④公共建築工事におけるCM業務<sup>(注5)</sup>の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>⑤公共建築工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p><u>⑥公共建築工事における事業促進PPP<sup>(注6)</sup>の管理技術者又は主任技術者<sup>(注7)</sup>として5年以上の経験を有する者。</u></p> <p>⑦①～⑥の業務の担当技術者として12年以上の経験を有する者。</p> <p>⑧公共建築工事の調査業務又は設計業務の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された調査業務又は設計業務の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>ウ) 建設業許可業者における実務経験のうち、以下の①～②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の主任技術者(建設業法第26条第1項に定める者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(建設業法第26条第2項に定める者をいう。以下同じ。)として5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の施工管理に関する担当者として12年以上の経験を有する者。</p>	1項目以上該当	1項目以上該当	A要件 発注関係事務に関する経験の要件	<p>ア) 公共建築工事の発注機関<sup>(注1)</sup>における実務経験のうち、以下の①～②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の発注関係事務に指導的立場<sup>(注2)</sup>で5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の発注関係事務に担当者として12年以上の経験を有する者。</p> <p>イ) 建設コンサルタント等<sup>(注3)</sup>における実務経験のうち、以下の①～⑦のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の設計業務、積算業務、監督業務又は検査業務(以下、「設計業務等」という。)の管理技術者(当該業務に係る契約の履行に関する管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。)として5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事における総合評価落札方式(品確法第3条第2項に規定する「価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」を前提とした入札方式をいう。以下同じ。)に係る技術審査業務<sup>(注4)</sup>の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>③公共建築工事の設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式(価格以外の技術的要素について評価するものをいう。以下、同じ。)に係る技術審査業務<sup>(注4)</sup>の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>④公共建築工事におけるCM業務<sup>(注5)</sup>の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>⑤公共建築工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>⑥①～⑤の業務の担当技術者として12年以上の経験を有する者。</p> <p>⑦公共建築工事の調査業務又は設計業務の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された調査業務又は設計業務の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>ウ) 建設業許可業者における実務経験のうち、以下の①～②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の主任技術者(建設業法第26条第1項に定める者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(建設業法第26条第2項に定める者をいう。以下同じ。)として5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の施工管理に関する担当者として12年以上の経験を有する者。</p>	1項目以上該当	1項目以上該当

区分	受験資格要件	公共建築品確 技術者(Ⅰ)	公共建築品確 技術者(Ⅱ)
B 要件	<p>一級建築士、建築設備士、電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）、建築積算士又は一級施工管理技士（建築、電気工事、管工事）の資格を有し、かつ、以下の要件のうち1項目以上に該当すること。</p> <p>ア) 公共建築工事の発注機関<sup>(注1)</sup>において総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る審査事務に指導的立場<sup>(注2)</sup>で2年以上の経験を有する者。</p> <p>イ) 建設コンサルタント等<sup>(注3)</sup>における実務経験のうち、以下の①～⑥のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事における総合評価落札方式に係る技術審査業務<sup>(注4)</sup>の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る技術審査業務<sup>(注4)</sup>の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>③公共建築工事におけるCM業務<sup>(注5)</sup>の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>④公共建築工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>⑤公共建築工事の調査業務又は設計業務の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された調査業務又は設計業務の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p><u>⑥公共建築工事における事業促進PPP<sup>(注6)</sup>の管理技術者又は主任技術者<sup>(注7)</sup>として2年以上の経験を有する者。</u></p> <p>⑦①～⑥のいずれかの管理技術者を指導する立場<sup>(注8)</sup>で2年以上の経験を有する者。</p> <p>ウ) 建設業許可業者における実務経験のうち、以下の①又は②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の総合評価落札方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式により発注された公共建築工事の監理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>②①の監理技術者を指導する立場<sup>(注9)</sup>で2年以上の経験を有する者。</p> <p>エ) 公共建築品確技術者（Ⅱ）の登録を行った者であって、B要件のア)～ウ)に掲げるいずれかの経験を1年以上有する者。</p> <p>オ) 公共建築工事の発注機関<sup>(注1)</sup>における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る委員会の外部委員<sup>(注10)</sup>としての委嘱された期間が1年以上ある者。</p>	1 項目 以上 該当	1 項目 以上 該当

区分	受験資格要件	公共建築品確 技術者(Ⅰ)	公共建築品確 技術者(Ⅱ)
B 要件	<p>一級建築士、建築設備士、電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）、建築積算士又は一級施工管理技士（建築、電気工事、管工事）の資格を有し、かつ、以下の要件のうち1項目以上に該当すること。</p> <p>ア) 公共建築工事の発注機関<sup>(注1)</sup>において総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る審査事務に指導的立場<sup>(注2)</sup>で2年以上の経験を有する者。</p> <p>イ) 建設コンサルタント等<sup>(注3)</sup>における実務経験のうち、以下の①～⑥のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事における総合評価落札方式に係る技術審査業務<sup>(注4)</sup>の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る技術審査業務<sup>(注4)</sup>の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>③公共建築工事におけるCM業務<sup>(注5)</sup>の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>④公共建築工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>⑤公共建築工事の調査業務又は設計業務の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された調査業務又は設計業務の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>⑥①～⑤のいずれかの管理技術者を指導する立場<sup>(注6)</sup>で2年以上の経験を有する者。</p> <p>ウ) 建設業許可業者における実務経験のうち、以下の①又は②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の総合評価落札方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式により発注された公共建築工事の監理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>②①の監理技術者を指導する立場<sup>(注7)</sup>で2年以上の経験を有する者。</p> <p>エ) 公共建築品確技術者（Ⅱ）の登録を行った者であって、B要件のア)～ウ)に掲げるいずれかの経験を1年以上有する者。</p> <p>オ) 公共建築工事の発注機関<sup>(注1)</sup>における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る委員会の外部委員<sup>(注8)</sup>としての委嘱期間が1年以上ある者。</p>	1 項目 以上 該当	1 項目 以上 該当

2 各要件における経験年数は、次のとおり合算することができる。

区分	経験年数の合算
A要件	<u>ア)の①、イ)の①～⑥及び⑧並びにウ)の①</u> の経験年数は合算することができ、5年以上とする。 ア)、イ)、ウ)の経験年数は合算することができ、12年以上とする。
B要件	ア)、イ)、ウ)の経験年数は合算することができ、2年以上とする。ただし、エ)の場合においては、ア)、イ)、ウ)の経験年数は合算することができない。

※経験年数の算定に当たって、同期間に複数の業務を担当した場合には、重複して期間を合算することはできない。

(注5) CM業務とは、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー(CMR)が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うものをいう(平成14年2月：CM方式活用ガイドライン)。

(注6)「事業促進PPP」とは、事業促進を図るため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等、施工管理等を行う方式をいう(平成31年3月(令和3年3月一部改正)：国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン)。

(注7)「主任技術者」とは、事業促進PPPにおいて管理技術者のもとで業務の執行にあたり、主に技術上の監理をつかさどる者で、受注者が定めた者(管理技術者、担当技術者を除く)をいう。

(注8) 指導する立場とは、当該管理技術者を管理及び統括する立場をいう。

(注9) 指導する立場とは、当該監理技術者を管理及び統括する立場をいう。

(注10) 外部委員とは当該委員会を設置した公共建築工事の発注機関に所属していない委員をいう。

2 各要件における経験年数は、次のとおり合算することができる。

区分	経験年数の合算
A要件	イ)の管理技術者の経験年数並びにア)の①及びウ)の①の経験年数は合算することができ、5年以上とする。 ア)、イ)、ウ)の経験年数は合算することができ、12年以上とする。
B要件	ア)、イ)、ウ)の経験年数は合算することができ、2年以上とする。ただし、エ)の場合においては、ア)、イ)、ウ)の経験年数は合算することができない。

(注5) CM業務とは、「CM方式活用ガイドライン」(2002年、CM方式活用方策検討会編著、大成出版社)においてCMRのマネジメント業務の内容として示されている下表の業務内容の一部又は全部をCM契約書に基づき実施する業務をいう。

設計段階	①設計者の評価・選定に関するアドバイス、②設計の検討支援、③設計VEの提案
発注段階	①発注区分・発注方式の提案、②施工者の評価・選定に関するアドバイス、③工事価格算出の支援、④契約に関するアドバイス
施工段階	①施工者間の調整、②工程計画の作成及び工程管理、③CMRの立場からの施工図のチェック、④CMRの立場からの品質管理のチェック、⑤コスト管理、⑥発注者に対する工事経過報告

出典：「CM方式活用ガイドライン」

(注6) 指導する立場とは、当該管理技術者を管理及び統括する立場をいう。

(注7) 指導する立場とは、当該監理技術者を管理及び統括する立場をいう。

(注8) 外部委員とは当該委員会を設置した公共建築工事の発注機関に所属していない委員をいう。